

小水力発電を取り巻く 昨今の状況について

平成 27 年 10 月 30 日

全国小水力利用推進協議会

石坂 朋久

本日本話させていただきます内容

- 系統連系をめぐる問題
- 電力システム改革をめぐる問題

系統連系をめぐる問題

太陽光バブルの付け回し

- 小水力発電の計画地点に近接して大規模太陽光が計画される事例が全国で続出
 - 連系容量が圧迫され、接続検討や連系交渉が長期化する要因
 - 連系費用負担も増大傾向
 - 東京電力は「電源接続案件募集プロセス」（いわゆる群馬方式の入札）の適用を拡大（後述）

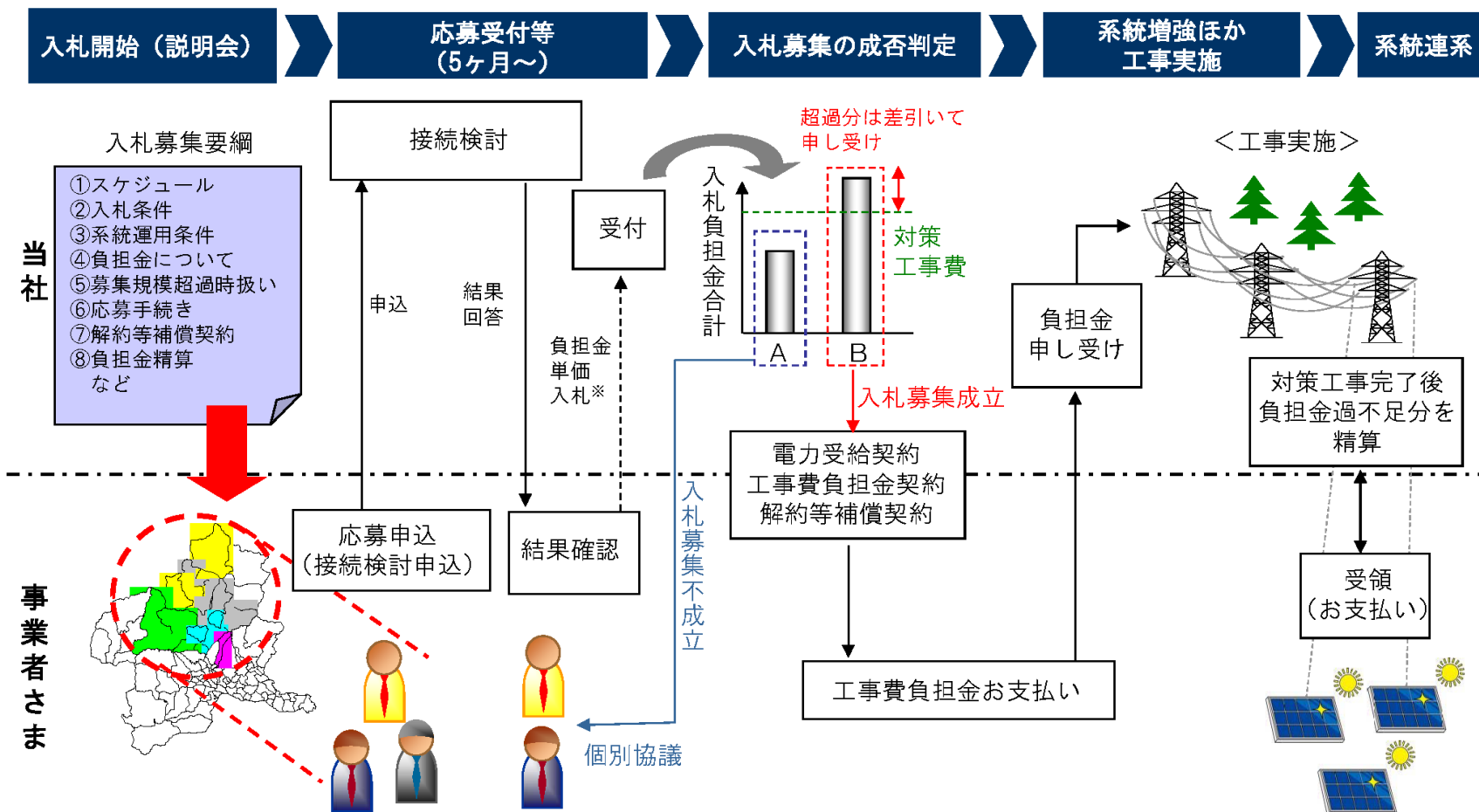


小水力普及の新たな「阻害要因」に

拡大する「群馬方式」

- 東京電力は、再生可能エネルギー発電設備に関連する系統増強費用について、エリアごとに最大限負担可能な単価（発電所出力 1 kW 当たり）の入札を行い、高い順に契約する「電源接続案件募集プロセス」を実施
 - 昨年度に群馬県内で行ったことから、「群馬方式」と通称される
 - 今年度はエリアの細分化を柱とする「制度見直し」を行った上、栃木県内に対象エリアを拡大
- 経産省は全電力会社に、「群馬方式」採用を推奨

群馬方式の概念



※ 15万4千ボルト「上越幹線」送電容量対策工事（上越幹線増強工事または6万6千ボルト開閉器設置工事）について、最大受電電力1kWあたりの負担金単価を入札

「群馬方式」の問題点

- 開札されるまで、そのエリアにどのような案件が計画されているのかが分からない
- 入札実施後 3 年間は「服喪期間」となり、そのエリアでの高圧（特高含む）連系は事実上できない（後述）
- 費用負担の大半は、特高関係の改修費用
- 東電が算出した工事費が適正かどうか、事業者や第三者が検証する手段がない

「服喪期間」について

- 入札後 3 年間は、対象エリアにおける高圧連系、特高連系案件は接続ができなくなる
 - 東電は、広域機関の規定に反した運用を既成事実化
- 工事費の精算についても、本当に行われるのか疑問
 - 精算する気があるなら、入札終了後も広域機関の規定通りに扱うはず
- 連系契約の後ろ倒しは、新たな F I T 認定の枠組みにおいて致命傷となりかねない
- 服喪期間の存在により、「系統連系の権利」が投機対象になる恐れ

入札対象事業者のあり方

- 栃木県内の事例では、高圧部分の検討で「バンク逆潮流なし」とされ、特高関連の影響がない・極めて軽微とされた小水力案件でも入札を求められている
 - 本来なら太陽光発電事業者が負担すべき費用の一部が、その他の再エネ発電事業者に「付け回し」されているのが実情
 - 太陽光には「低圧分割」という逃げ道があるが、その他の再エネ発電では、電力会社の言い分に従うほかない



連系負担のあり方や、
入札対象事業者の範囲について議論が必要

現場でのトラブルが拡大

- 系統連系の事前検討時にいったん「検討費」を受け取った案件で、「状況が変わった」として系統連系の**本申し込み時に検討費を再度請求**する事例が、東京電力管内で増加
- 東京電力管内ではこのほか、連系手続きが終了し発電設備が稼働した後に、「**積算ミス**」を理由に**工事費を再請求**する事例も

電力システム改革をめぐる問題

設備認定時期が後ろ倒しに

- 太陽光以外の再生エネルギーについても、設備認定時期が「系統接続の契約締結後」に変更される方向
- 経産省の「再生エネルギー導入促進関連制度改革小委」の議論を経て、来年度（2016年度）から実施へ
 - 買い取り価格の予見可能性は、最低でも3年程度確保
 - 「電源接続案件募集プロセス」（群馬方式）の対象エリアでは、何らかの救済措置が必要



資金調達に新たなハードル

認定時期移行のイメージと論点

<現状>

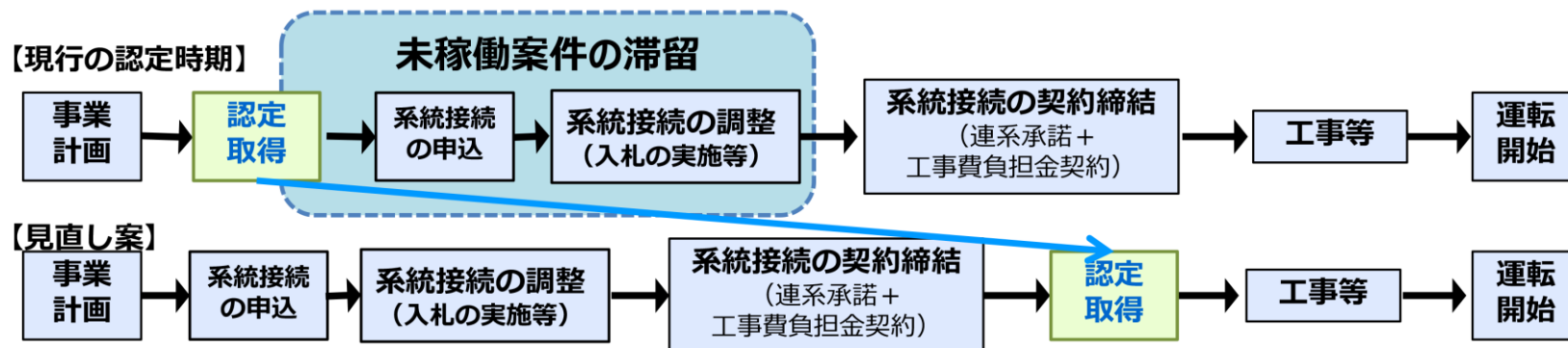
- 現行の「認定制度」は、買取の対象となる発電を国が認定することにより、認定を受けた発電設備について電力会社に系統接続を申し込んだ場合に①**電力会社がそれに応ずる義務をかけるために、接続申し込みの前に認定する仕組み。**
- 他方、事業の確度が低い②**初期段階で「認定」を行うことにより、未稼働案件が増加する原因**に。

<評価>

- ①の点については、認定を取得しないまま系統接続の申し込みを行う場合には、電力システム改革に伴う「オープンアクセス義務」（第2弾改正電事法第17条第4項）で規定された系統アクセスに係る全電源共通の対応により、別途、担保されることが期待される（その他、現行再エネ特措法第5条で規定している措置を別途担保することが課題）。
- ②の点については、認定時期を系統接続の契約締結後に移行することで、未稼働案件の発生抑制が期待される。

<見直し案>

- エネルギーミックスを踏まえた再生可能エネルギーの導入を**確実に実行**するという政策目的に鑑みれば、**認定時期を系統接続の契約締結後に移行することで事業実施の可能性が高い案件を認定していく**ことが妥当ではないか。



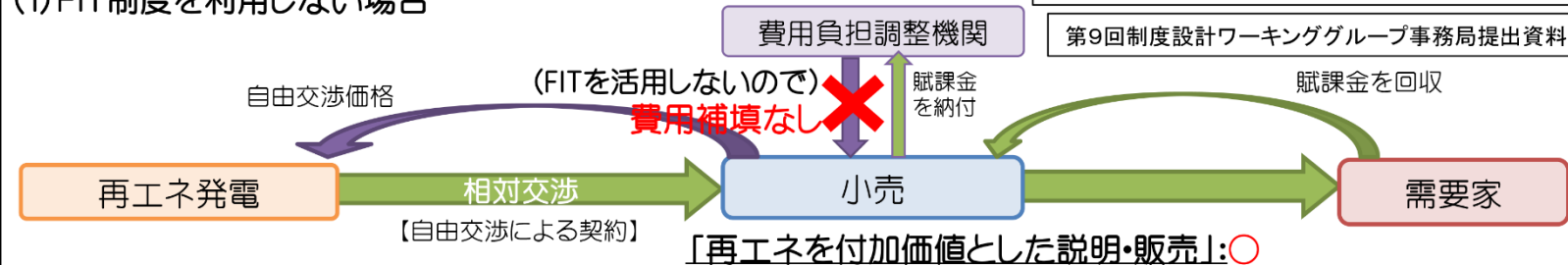
出典：経産省WEBサイト http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/saisei_kanou/002_haifu.html

伝わらない情報

- 電力システム改革に関する報道は、「小売り全面自由化」に関するものばかりで、事業者の目線に立ったものはほとんどない（専門媒体においても然り）
- 経産省サイドの広報・啓発も十分ではなく、特に発電事業者に関するものについては、審議会の議事録や配布資料を細かく当たるほかないのが現状
 - 発電計画策定義務や回避可能原価問題、買取義務者の変更など発電事業者の経営に直結する問題が多い

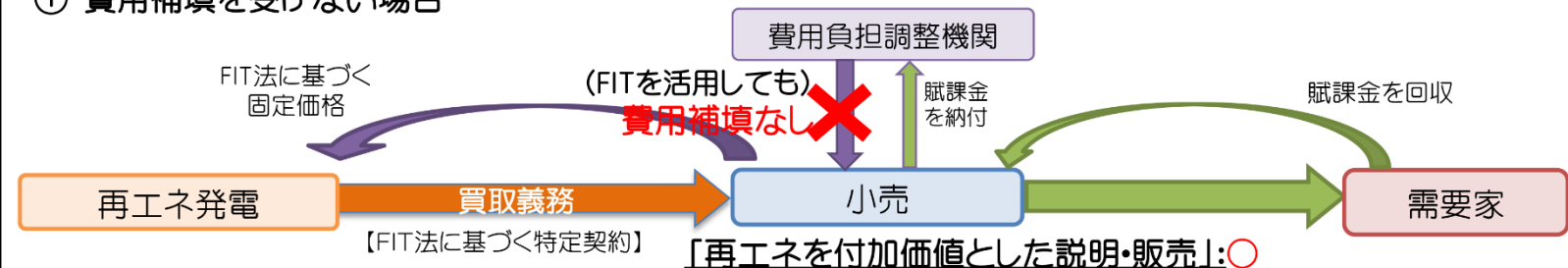
再エネ電気の電源開示ルール

(1) FIT制度を利用しない場合

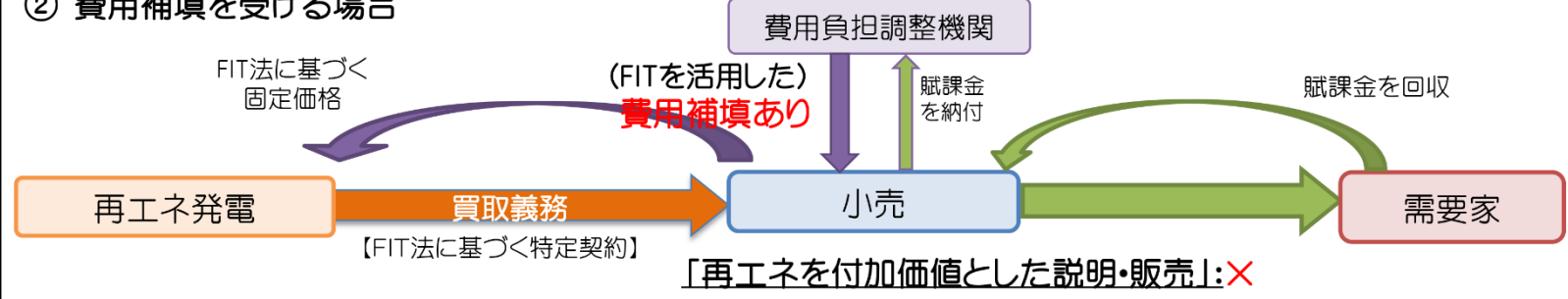


(2) FIT制度を利用する場合

① 費用補填を受けない場合



② 費用補填を受ける場合



出典：経済産業省・制度設計WG資料

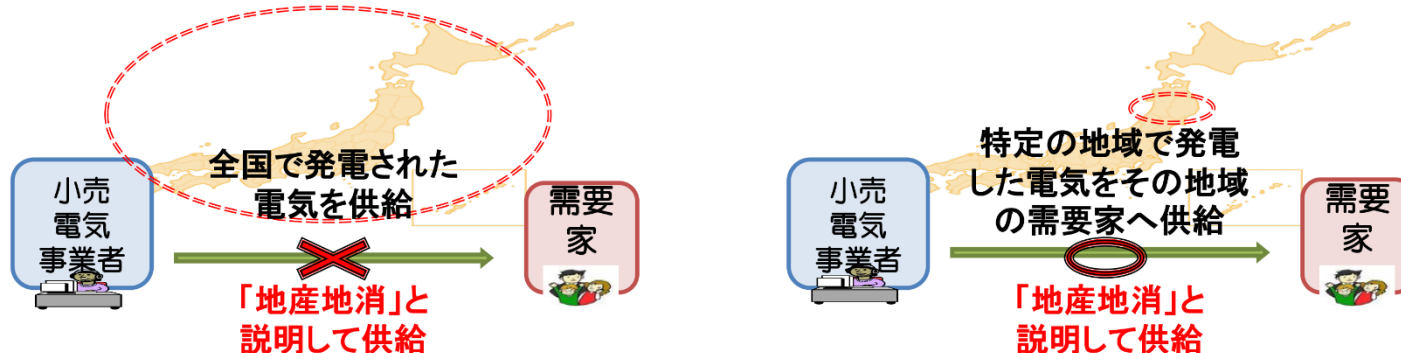
http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/denryoku_system/seido_sekkei_wg/pdf/014_06_04.pdf

「地産地消」の電源開示ルール

①地産地消と説明することが適切な場合について

地産地消とは、特定の地域の発電所との契約により、同じ地域でその調達した電気を販売し、消費することをいい、地域の範囲を限定しない。

(※)ただし、地産地消という場合、一定の限定された地域において発電し消費されることが基本であり、例えば、関東地方など一定の広い地域を特定して「地産地消」であることを供給する電気の特性とする電気を販売することは必ずしも望ましいとはいえない。少なくとも、現在の一般電気事業者の供給区域のような広さで「地産地消」と表示できるのであれば、現在の一般電気事業者の 販売する電気はほぼ全てが「地産地消」になってしまい、競争条件の公平性の観点からも望ましくない。



②説明を義務付ける内容について

→ 対象とする地域及び、どのような点で地産地消であるか(例えば、輸入燃料を用いずに特定の地域で発電したことを理由に「地産」と訴求するのであれば、こうした点を説明することが望ましい。)。

③算出の時間的単位について

→ 販売する電気の年度(4月1日～翌年の3月31日まで)を単位(販売する期間が年度に満たない場合は、当該販売開始日から当該日が属する年度の末日(3月31日)までとする)。

F I T 認定手続きにも変化

- 一部の経産局では、実質的に電気事業法の工事届出手続きとの一括処理が行われている
- 水力でも法規制チェックが必須に
- 地番の記入は、発電設備の所在地は発電所を代表地番として申請し、取水設備から放流設備まで関係する全ての地番を一覧表にして提出する

ご清聴ありがとうございました

疑問点などは
ishisaka@j-water.org
までご連絡ください

